

平成30年7月
豪雨関連

平成30年7月13日

道路局道路交通管理課

JR貨物の山陽線不通に伴うトラック代行輸送を支援 ～特殊車両通行許可を迅速化～

国土交通省では、JR貨物の山陽線不通に伴うトラック代行輸送を支援するため、特殊車両の通行を即日で許可しました。

- 「平成30年7月豪雨」に伴う貨物列車運転中止区間においては、7月12日（木）よりトラック等による代行輸送が実施されています。
- 日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）及び公益社団法人全国通運連盟からの要請も踏まえ、特殊車両の通行許可の申請があった車両（コンテナ用セミトレーラ）について、即日で許可証を交付しました。
- 引き続き、特殊車両の通行許可の申請に対して、迅速な処理を行ってまいります。

【参考】<現在までの許可状況>

7月12日（木） 申請4件（4台）について、全件即日許可証交付

<代行輸送区間>

- ・岡山貨物ターミナル駅～広島貨物ターミナル駅
- ・広島貨物ターミナル駅～北九州貨物ターミナル駅
- ・広島貨物ターミナル駅～福岡貨物ターミナル駅

<問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 竹下・関谷 （内線 37432・37436）

（代表） TEL:03-5253-8111

（道路交通管理課直通） TEL:03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

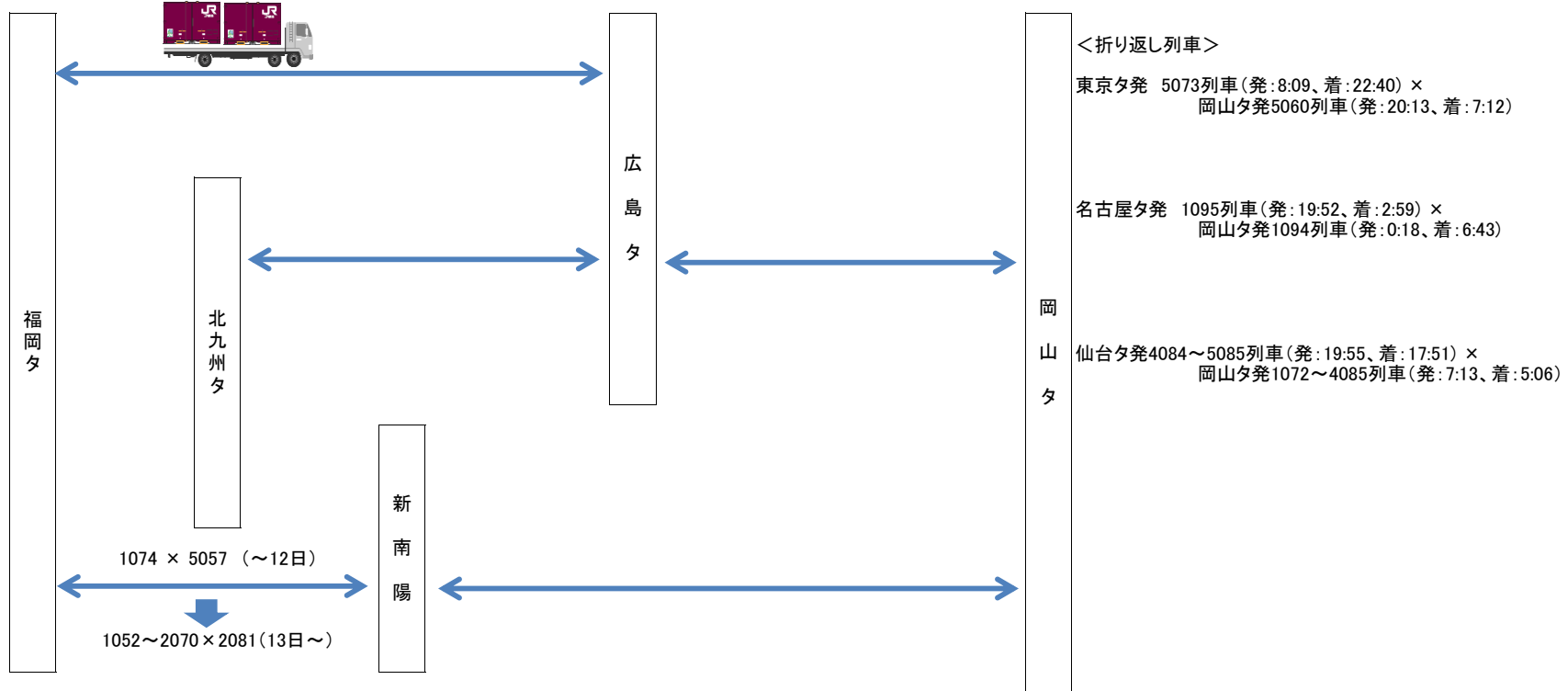
「平成30年7月豪雨」の影響による山陽線不通に伴う代行輸送

(不通区間 下松～光、瀬野～八本松、河内～本郷)

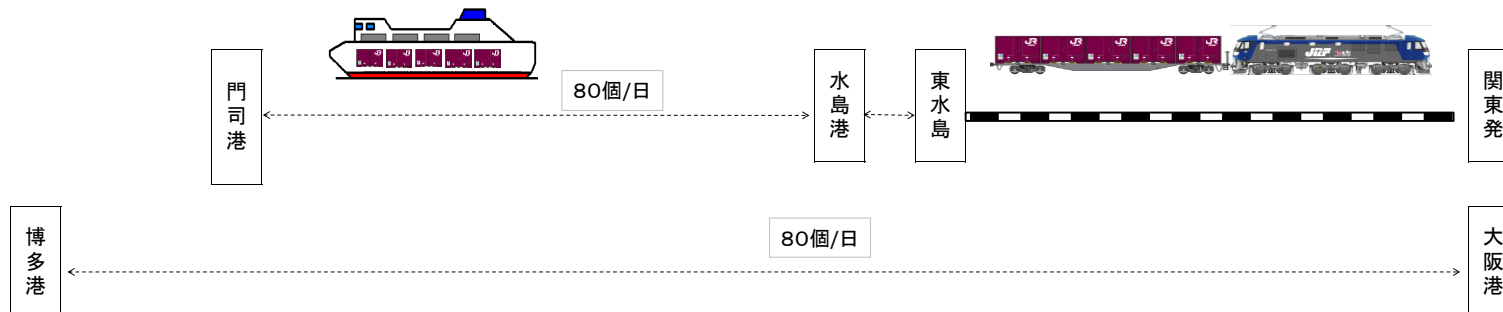
2018年(平成30年)7月11日現在
日本貨物鉄道株式会社

<トラック代行>

※「タ」とは「貨物ターミナル駅」の略



<船舶代行> ※船舶によって個数は変わることがあります。



特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

